

第2回臨時会

(会期：令和5年5月26日)

議決した案件

議案の内訳

●予算案…1件 (●全会一致可決…1件)

〈議案第95号〉
**令和5年度東広島市一般会計
補正予算(第2号)を可決しました**

エネルギー・食料品等の価格高騰により、特に大きな影響を受けている低所得世帯に対する臨時特別給付金の給付に要する経費など、物価高騰に対する支援として、総額に7億2184万円を追加し、補正後の総額を953億8586万1千円とする令和5年度東広島市一般会計補正予算(第2号)を可決しました。

◎給付金の内容

エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を大きく受けている「住民税非課税世帯」、及び課税世帯のうち非課税世帯と同程度まで収入が減少した「家計急変世帯」に対し、1世帯当たり3万円を給付するものです。

「住民税非課税世帯」は、基準日である令和5年6月1日において、世帯全員の住民税が非課税となる世帯です。これらの世帯からの申請は原則不要で、6月下旬に振込みを行いました。

「家計急変世帯」は、令和5年1月以降に家計が急変し、「住民税非課税世帯」と同様の事情にある世帯です。これらの世帯については、各

世帯からの申請が必要です。

委員会での主な質疑

Q 歳出費目に委託料5200万円余が計上されているが、その内容は何か。また委託契約に当たっては、新たに入札するのか。

A 委託料は、通知文の発送やコールセンター、受付窓口の設置、審査業務等を一括して外部委託するための予算である。スピード感を持って支給する必要があることや、ある程度給付金支給事務の実績が必要となってくることから、一般競争入札とせず、随意契約とする予定である。

議案書、提出議案説明書など、本会議資料は、右のQRコードからご覧いただけます。

